

2012年(平成24年)3月27日

## 国選付添人制度の拡充について

弁護士 須納瀬 学

- 1 現行の国選付添人制度について  
    必要的国選付添人制度と裁量的国選付添人制度
- 2 裁量的国選付添人制度(法22条の3第2項)の内容及び実情
  - (1) 要件
  - (2) 選任の実情
- 3 弁護士付添人の役割
  - (1) 非行事実認定に関する適正手続の保障
  - (2) 身体拘束に関する適正手続の保障
  - (3) 少年の言い分を家庭裁判所に伝える活動
  - (4) 要保護性にかかわる弁護士付添人の援助
    - ア 要保護性に関わる事実の検証と収集・提示
    - イ 少年に対して働きかけ, 反省を促し, 再非行防止の決意を導く活動
    - ウ 積極的な環境調整
  - (5) 被害者との関係
- 4 国選付添人制度拡大の必要性
  - (1) 身体拘束を受けた少年に対する弁護士付添人の援助の必要性
  - (2) 少年・保護者には資力がないこと
  - (3) 子どもの権利条約の要請
  - (4) 被疑者国選弁護制度との不整合
- 5 少年に弁護士付添人の援助を保障するための日弁連の取組
  - (1) 当番付添人制度
  - (2) 被疑者国選弁護制度拡大後の対応態勢確保
  - (3) 少年保護事件付添援助制度
  - (4) 弁護士付添人選任数の変化

6 日弁連の求める「全面的国選付添人制度」について

( 1 ) 拡大すべき対象事件

( 2 ) 少年・保護者の請求による選任

以 上